

島根県報

号外第一四四号

平成十五年十二月十九日

(金曜日)

規 則

目 次

行政権限委任規則及び島根県事務決裁規則の一部を改正する規則 (人事課)
正する規則

公布された条例等のあらまし

- 行政権限委任規則及び島根県事務決裁規則の一部を改正する規則(規則第一〇八号)
- 一 規則の概要
 - 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴い所要の改正を行うこととした。
 - 2 その他規定の整理
 - 二 施行期日
 - 公布の日から施行することとした。

規 則

行政権限委任規則及び島根県事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十二月十九日

島根県規則第百八号

島根県知事 澄 田 信 義

行政権限委任規則及び島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

(行政権限委任規則の一部改正)

第一条 行政権限委任規則(昭和三十一年島根県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

別表保健所の部廃棄物の処理及び清掃に関する法律の項第一号中「第九条の二」を「第九条の二第一項」に改め、同項第四号中「第十五条の三」を「第十五条の二の六」に改め、同項第五号中「第十八条」を「第十八条第一項」に改める。

(島根県事務決裁規則の一部改正)

第二条 島根県事務決裁規則(昭和四十五年島根県規則第七十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二環境生活部の表廃棄物対策課の項第一号部長専決事項の欄の1中「第五条の三第一項」を「第五条の五第一項」に改め、同欄の2中「第九条の二」を「第九条の二の二第一項又は第二項」に改め、同欄の3中「若しくは」を「又は」に改め、「許可を取り消し、又は」を削り、同欄中5を6とし、4を5とし、3の次に次のように加える。

4 法第十四条の三の二の規定により、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者の許可を取り消すこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

毎週火・金曜日発行

平成十五年十二月十九日印刷
平成十五年十二月十九日発行

発行者
島
根
県

発行所
印刷所
松江市学園南町
松島陽根印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)